

## 法人会ニュース

福岡中部法人会  
ホームページはこちらから

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか
- ◆ 中小企業省力化投資補助金のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容	
12	3	火	花いっぱい運動	14:30～16:00 於: 舞鶴地区36花壇
12	9	月	事業研修委員会	15:00～16:00 於: 事務局会議室
12	10	火	総務委員会	11:00～12:00 於: 事務局会議室

## ●支部の行事

月	日	曜	内容	
12	1	日	第6支部 チャリティもちつき	10:00～15:00 於: NHK福岡放送局 野外ステージ前広場
12	6	金	租税教室	10:45～11:30 於: 三宅小学校
12	7	土	第3支部 税金クイズ&クリスマスコンサート	15:00～16:30 於: 舞鶴公民館
12	17	火	第8支部 異業種交流忘年会	18:00～ 於: 福新楼

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
12	5	木	忘年会	19:00～21:00 於: 福新楼
12	10	火	役員会	10:00～11:00 於: 事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
12	6	金	役員会	13:00～14:00 於: 事務局会議室
12	20	金	絵はがき審査	10:00～11:30 於: 事務局会議室

## ●受賞おめでとうございます●

令和六年秋の叙勲 旭日双光章 藤成徳氏(福岡市管工事協同組合)  
 令和六年度 福岡税務署長表彰 織田洋輔氏(税理士法人織田会計経理センター)  
 福岡税務署長表彰 奥川和広氏(大橋エアシステム株式会社)  
 福岡税務署長感謝状 貞方伸彦氏(有限会社貞方ストアー)  
 福岡税務署長感謝状 磯本ひとみ氏(株式会社はくすい)

## (I) 税務カレンダー

12月10日 ●源泉所得税の納付

12月31日 (年末・年始につき翌年1月6日)

●10月決算法人の確定申告

●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 中小企業者向けの賃上げ促進税制 (令和6年度改正)

税理士 堤 一 博

「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (いわゆる賃上げ税制)」については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度においては、①すべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」、②中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」の2制度で構成されていました。

①すべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」	青色申告書を提出する法人の国内雇用者のうち「継続雇用者」に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額から控除
②中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」	青色申告書を提出する中小企業者等の全雇用者の給与等の支給額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額から控除

令和6年度の税制改正において、(1)すべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」(全企業向け)、(2)中堅企業に適用される「特定法人における賃上げ促進税制」(中堅企業向け)、(3)中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」(中小企業向け)の3制度に衣替えしました。この改正は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されることになっています。令和6年度改正で新設された(2)の中堅企業に適用される「特定法人」とは、その事業年度終了の時に常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人(ただし、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が10,000人を超えるものを除きます。)をいいます(租税特別措置法第42の12の5⑤十)。(1)のすべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」は、賃上げ促進税制の原則的制度で、青色申告書を提出する法人であればすべての法人が適用対象となります。ただし、適用の基本的要件として「継続雇用者給与等支給額」の増加割合(「継続雇用者給与等支給増加割合」)が一定割合以上が必要とされています。また、(2)の中堅企業に適用される「特定法人における賃上げ促進税制」においても同様の要件とされています。したがって、令和6年度改正により、(1)のすべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」から(2)の中堅企業に適用される「特定法人における賃上げ促進税制」が分離したというイメージです。なお、「特定法人」の要件は、期末時の常時使用従業員数のみの規定ですので、この要件に該当すれば資本金の大小にかかわらず適用の対象となります。

これに対して、(3)の中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出する中小企業者等に摘要されます。「中小企業者等」とは、適用除外事業者を除く中小企業者(資本金1億円以下の法人)及び農業協同組合等をいいます。

以下は、中小企業庁が公表した制度概要です。

(3頁上部「制度概要」図表の注釈)

- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるほし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるほし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。
- ※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。
- ※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

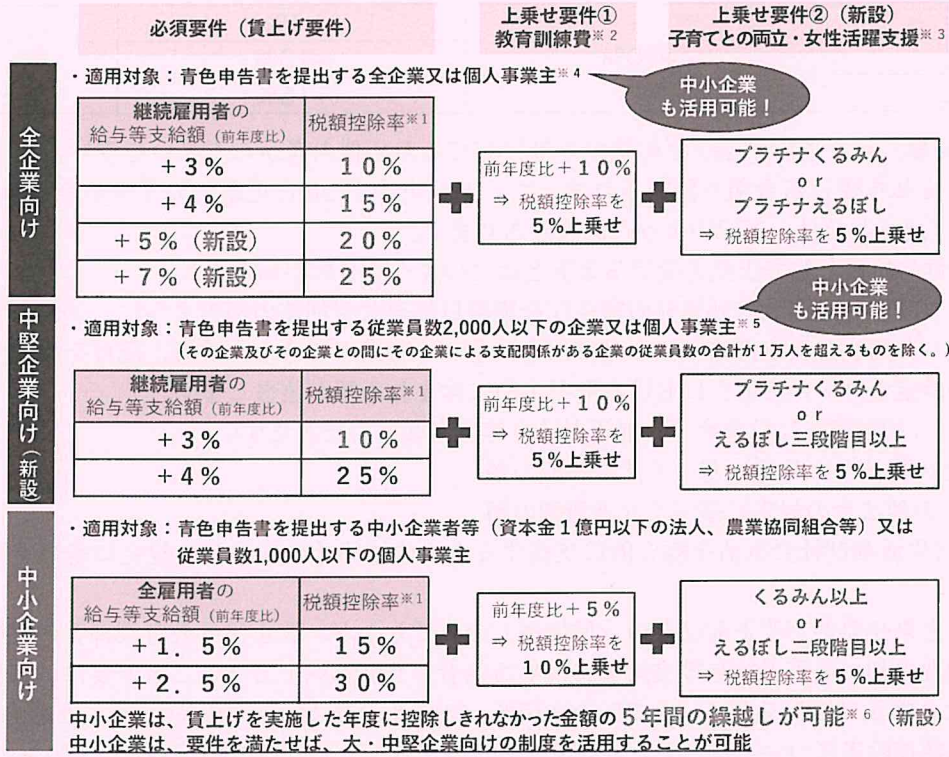
出典：中小企業庁 HP 中小企業向け「賃上げ促進税制」「賃上げ促進税制」パンフレット(令和6年3月時点版)

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)



令和6年度の改正の特徴は、上記の「特定法人における賃上げ促進税制」の新設のほかに、下記の改正があります。

(i) ある意味で令和6年度改正の大きなポイントといえますが、(3)中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」において、赤字であることからこれまで本税制を活用できなかった中小企業者等に対する措置として、要件を満たす値上げを実施した年度に控除しきれなかった控除限度超過額について5年間の繰越控除が新設されました。

なお、繰越控除できる税額は中小企業者等税額控除限度超過額ですが、この繰越額を有する法人は、税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時に中小企業者等であれば、繰越控除する事業年度において中小企業者等に該当することは要件とはされていませんので、当該繰越控除事業年度において青色申告書を提出し、雇用者給与等支給額が前年度から一定程度増加していれば繰越控除ができます。控除額の繰越しができることで、賃上げによる減税効果を翌期以降に活かすことができます。

ただし、本税制は前年度に比べ給与等支給額の増加分があることが前提ですので、前事業年度が存在しない新規設立の事業者は適用を受けることができません。賃上げ促進税制を適用するにあたっては、従業員の給料やボーナスの増加などをともなうため、資金繰りなどの経営状況、設備投資との兼ね合いなど中長期的な視点からの検討が必要です。

さらに、適用の初年度のみならず、繰越控除を受ける場合にも繰越控除各事業年度において別表の添付が必要ですので、ご注意ください。そのほか(i)マルチステークホルダー方針公表の対象法人の範囲に「常時使用する従業員数2,000人超の法人」が追加された結果、資本金の額が10億円未満の法人であっても、常時使用する従業員数が2,000人を超えるものについては、マルチステークホルダー方針の公表が必要です。

(ii) (1)すべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」と(2)中堅企業に適用される「特定法人における賃上げ促進税制」においては、継続雇用者給与等支給額増加割合(以下、給与等増加割合)が3%以上の場合の税額控除率の適用率が15%から10%に引き下げられましたが、(3)中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」で給与等増加割合が1.5%以上の場合は変更されず15%のままです。

(iii) (1)すべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」においては、改正前は、給与等支給割合が4%以上増加した場合に、税額控除率に10%加算(したがって基本の15%に10%が加算されて25%の税額控除率となります。)されていましたが、給与等支給割合の増加に応じて段階的に加算措置が講じられました。また(2)中堅企業に適用される「特定法人における賃上げ促進税制」においては、給与等支給割合が4%以上増加した場合に、税額控除率に15%加算(したがって基本の10%に15%が加算されて25%の税額控除率となります)されます。(1)すべての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」(全企業向け)及び(2)中堅企業に適用される「特定法人における賃上げ

促進税制」(中堅企業向け)の加算率の一覧は、下図のとおりです。

継続雇用者給与等支給 増加割合	税額控除率の加算率		
	改正前	改正後	
		(1)大法人	(2)特定法人
4%以上	+10%	+5%	+15%
5%以上		+10%	
7%以上		+15%	

(iv) 「給与等の支給額」から控除する「その他給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」から、役務の提供の対価として支払を受ける金額が除外されました。2024年9月20日更新版の「中小企業向け 賃上げ促進税制 よくあるご質問 Q&A」では、下記のような記載があります。

Q67. 役務の提供の対価として支払を受ける金額とはどのようなものがあるか。

A67. 例えば、看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、①から③までに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格(法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいいます)が設定されている取引における取引金額に含まれる額が該当します。

これらの金額は、「補填額」には含めず、雇用者給与等支給額に含まれます。

- ① 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額
- ② 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額

(v) 教育訓練費の上乗せ要件が改正前は「増加率」のみでしたが、改正後は教育訓練費の実額を確保する観点からその教育訓練費の額が雇用者給与等支給額に占める割合が0.05%以上であることが要件に追加され、かつ、増加率要件が、(1)大企業及び(2)特定法人: +20%⇒+10%、(3)中小企業者等: +10%⇒+5%と緩和されました。なお、上乗せされる税額控除率については、(1)大企業及び(2)特定法人: +5%、(3)中小企業者等: +10%と変更はありません。

(vi) 子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の観点から、積極的に厚生労働省の認定制度を活用する企業に対して税額控除率の上乗せ措置が新設されました。具体的には、一定の「くるみん認定」(出産や育児等子育てサポート企業)または「えるぼし認定」(女性の活躍推進を行う企業)を受けている場合には、税額控除率に5%が加算されます。

(参考文献: 令和6年度版 法人税 決算と申告の実務、大蔵財務協会)

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2025	1	30(木)	未定	本部	新春講演会・会員交流会 (ご案内は12月に、「封書で送付」予定)	ソラリア西鉄ホテル
	2	19(水)	未定	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
	3	19(水)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		19(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)